



平塚市立学校教職員の
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

平塚市教育委員会

目次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	8

Ⅰ 計画の趣旨、現状

平塚市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）では、教職員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、教育の質を高められる環境づくりを進めるために、令和3年4月に「平塚市学校業務改善方針」を策定し、学校と市教育委員会が一体となって学校の業務改善に取り組んできました。

その結果、令和4年度から令和6年度の時間外在校等時間の割合については、次のとおりとなっています。

【月45時間以上の時間外在校等時間の割合 小中学校別（年間平均）】

	小学校	中学校
令和4年度	40.1%	42.1%
令和5年度	34.5%	40.4%
令和6年度	33.1%	36.8%

【月80時間以上の時間外在校等時間の割合 小中学校別（年間平均）】

	小学校	中学校
令和4年度	8.7%	13.5%
令和5年度	6.4%	11.0%
令和6年度	6.0%	10.4%

一定の改善はみられるものの、依然として、月45時間を超える時間外勤務を行っている教員が多い実態があります。

そこで、「平塚市学校業務改善方針」の策定から4年が経過した令和7年4月に、これまでの取組を見直し、改善していくために、「平塚市学校業務改善方針プラン2」として改定し、子どもたちへのより良い教育の実現を目指してきました。

本計画は、令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、教員の働き方改革の推進に向けて、服務監督権者である各教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことに伴い、平塚市立学校における働き方改革の実効性を高め、取組をさらに進めるために、策定するものです。

なお、計画の策定にあたっては、国から示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即し、本市の実情を踏まえて、令和7年4月に改定した「平塚市学校業務改善方針プラン2」を見直し、「平塚市立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」として新たに定めるものとします。

2 目標

市教育委員会では、「平塚市学校業務改善方針プラン2」と「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」における目標をふまえ、次のとおり目標を設定します。

1 長時間勤務の是正

時間外在校等時間を縮減します。

時間外在校等時間	第一段階	月 80 時間超の割合	0%
	第二段階	月 45 時間超の割合	0%
		年 360 時間超の割合	0%

※第一段階は、令和9年度までの達成をめざします

2 ウェルビーイングの向上

教職員がいきいきと活躍できる環境を整えます。

働きやすい職場と感じている教職員の割合	80%以上
仕事にやりがいがあると感じている教職員の割合	80%以上

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年とします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本市の実情に応じて、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を整理しています。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- 登下校の見守り活動を実施している団体に対して、事業費の一部を助成し、各団体の活動を支援します。
- 登下校の見守り活動を実施している個人に対する損害保険を整備し、地域ボランティアの活動を推進します。

(イ) 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- 放課後から夜間等における校外の見回りについては、地域で子どもの見守りを行っている団体に協力を依頼します。児童生徒が補導された時の対応については、学校による対応は原則行わないこととします。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- 給食費の公会計化を維持し、学校の集金業務の負担を軽減します。
- 学校徴収金の今後の取り扱いについて研究します。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- 平塚市地域教育力ネットワーク協議会については、関係者間の連絡調整は同協議会が中心となり進めます。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- スクールロイヤーに、初期対応の段階から相談し、予防的に関わってもらうことで、速やかな問題解決を図るよう、学校安全法務強化事業を実施します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 調査・統計等への回答

- 市教育委員会から学校に対して行う各種調査、依頼については、調査項目や依頼事項の精選・削減に努めるとともに、提出様式の簡略化を図ります。
- 各種会議、研修等で重複した内容がある場合は整理、精選を行います。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- 学校のウェブサイトについて、学校には掲載情報の提供を依頼し、作成・管理は市教育委員会が一元的に実施します。

(ウ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ICT機器及びネットワーク設備の保守・管理については、委託事業者による日常的な支援体制を維持します。
- 児童生徒アカウントの管理の負担軽減を図るため、アカウントの作成・修正等については、市教育委員会が実施します。
- 児童生徒の出欠席の連絡や学校からの一斉連絡等に学校連絡・情報共有システムを活用し、教職員の事務負担を軽減します。

(エ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- 民間プール施設における水泳授業の実施や民間プール施設のインストラクターの小学校水泳授業への派遣を推進して、教職員の水泳指導の準備等の負担を軽減します。
- 学校体育施設開放の管理については、利用システムの運用や電子錠の導入等、先進市の事例を参考に、負担軽減の在り方を研究します。

(オ) 校舎の開錠・施錠

- 校舎の機械警備を継続します。

(カ) 校内清掃

- 屋上などの危険な場所の清掃は教職員で行わず、業務委託を実施します。
- 日常的なトイレ清掃と夏季の水泳授業前に行うプール清掃の業務委託を実施します。

(キ) 部活動

- 休養日は、原則として週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日）とします。活動時間は、課業期間中の平日では2時間程度、休業日は3時間程度とします。
- 指導体制の充実及び、担当する教職員への支援を図るため地域指導者・特別地域指導者・部活動指導員を派遣、配置します。
- 国から示されるガイドライン等を踏まえ、部活動の在り方について、研究、協議していきます。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

(ア) 授業準備

- 教材等の印刷や授業で使用する物品等の準備、その他の補助的な業務支援のため、スクール・サポート・スタッフを派遣します。
- 校務支援システム上に、授業づくりに関する指導案や研究部会の成果のまとめ等を掲載し、共有化を図ります。
- タブレット端末でオンライン学習ドリルや授業支援サービス等を利用できる環境を維持します。

(イ) 学習評価や成績処理

- 中学校においては、学習評価及び成績処理の効率化を図るため、採点支援システムの更なる活用を推進します。
- 令和8年度以降に作成する指導要録については、紙媒体での印刷・押印・保管を行わず、PDFデータとして保存します。
- 情報の入力等の補助的な作業は、スクール・サポート・スタッフの活用を図ります。

(ウ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- 児童生徒や保護者への継続的な支援を行うために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣します。
- 日本語指導を支援するため、学校の要請に応じて、日本語指導協力者を派遣します。

(2) 学校における措置の推進

子どもたちにより良い教育を実現するために、教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合うことができる環境を整えることが重要です。

そのため、児童生徒や学校の実情を踏まえ、教育活動の重点化、業務の統合や精選を行うことや、教職員相互、教職員と保護者等との信頼関係の構築なども含めた学校マネジメントの実現を目指します。

- 年間行事の精選や内容の見直しを行い、教科等との関連性を考え、教科指導に位置付けられるものについては、当該教科等の授業時間に含めます。
- 学校単位で年間計画等を作成する際、既存の計画の整理、統合を検討し、学校事情に応じた計画を策定します。
- 教職員の働き方に関する視点を運営方針等へ盛り込んだ学校運営を推進するとともに、教職員の意識改革を図ります。
- 教職員一人一人が、自らの業務を適正化の観点から見直し、より効果的に行うことができるように改善を図ります。
- 教職員一人一人にとって適正な業務量と質になるような校務分掌とします。
- 管理職は働き方改革の推進に向けて、業務プロセスを最適化し、成果につながる創意工夫や業務改善に取り組めます。
- 学校運営協議会において、学校の働き方改革について周知するとともに、各学校の教育目標の実現のための協議を踏まえ、学校が担っている業務の一部を保護者、地域の方に担っていただくよう連携、協力を依頼します。
- スクール・サポート・スタッフと連携し、教職員の業務軽減を図ります。また、各種支援員と連携し、教育活動の充実や円滑な学校運営を図ります。
- 地域指導者・特別地域指導者・部活動指導員と連携した部活動運営により、資質向上と顧問教員の負担軽減を図ります。
- 教職員が仕事にやりがいを感じるとともに、働きやすい職場環境となるように努めます。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 時間外在校等時間の上限として、月 45 時間、年間 360 時間とし、業務量を適正に管理します。
- 必要に応じて、教職員が産業医等による助言・指導又は保健指導を受けられるようにします。
- 教職員を対象として、健康診断、ストレスチェックを実施し、心身の健康の保持増進を図ります。また、ストレスチェック実施後の集団分析の結果等の活用により職場改善を推進します。
- 心身の健康問題についての電話やメール等を含めた相談体制の充実を図ります。
- 1か月に1日以上の一斉退勤日を設け、教職員の心身の健康と業務量の調整を行っていきます。
- 学校閉庁日を設定し、年次休暇の取得促進を図ります。
- 勤務時間外の電話について、応答専用留守番電話の円滑な運用を図ります。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、在校等時間把握システムで把握し、その他の目標については、勤務実態調査やストレスチェックの結果から把握します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実に努めます。
- 教職員を対象とした、勤務実態調査を実施し、勤務実態を把握し分析をするとともに、教職員からの意見を把握し、仕事にやりがいを感じ、働きやすい職場環境づくりを目指します。
- 学校事務職員が校務運営をスムーズに行うことができるように、研修等を通じ、資質・能力、意欲の向上を図ります。また、共同学校事務室を活用します。
- 学校における紙文書の削減や事務処理の簡素化、電子決裁を進めるために、文書管理システムを導入し、関連規程の整理を行います。
- ワークステーションひらつか「夢のタネ」等に事務作業を依頼することで、教職員の業務軽減を推進します。
- 各校で整備する危機管理マニュアルの基本資料となる資料を提供し、災害発生時における各校での安全管理体制の向上を図ります。
- 各校の通学路図をデータ管理し、通学路図の精度向上と各校における修正等にかかる業務負担を軽減します。
- 市教委が夏休みの課題に関する募集要項を一覧にまとめ、インターネット上で閲覧できるようにし、各学校へ周知します。
- 尿検査の検査キットの提出用袋について、氏名等が印字されたものを配付します。
- 学校における働き方改革の取組について、地域・保護者へ周知し理解を図ります。
- 取組を着実に実行するため、毎年度、計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議において報告することとします。

令和8年 4月 発行

平塚市教育委員会